

教員選考（准教授又は講師：看護学教員養成課程）の公募要領

- 1 採用予定人員 1名
- 2 職 名 准教授又は講師
- 3 専門分野 看護学教員養成課程

4 担当授業科目

看護学教員養成課程（厚生労働省認定専任教員養成講習会）の運営及び関連科目の授業担当を主な業務とする。また、看護学部・看護学研究科の教育に関しては、採用後に相談のうえ決定する。

(1) 看護学教員養成課程の運営

- ・講師、実習施設との調整
- ・修了認定、科目履修認定
- ・課程修了時および修了後の評価
- ・厚生労働省認定申請手続き 等

(2) 講義、演習等の実施

- ・看護の本質と専門性Ⅰ（概論）・Ⅱ（概念規定）
- ・看護学教育課程論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）・Ⅱ（カリキュラム構造の理解）・Ⅲ（カリキュラム編成の実際）
- ・看護学教育授業展開論Ⅱ（講義）・Ⅳ（実習） 等

5 応募資格

次の2要件を満たすこととする。

<看護学教員養成課程担当としての要件>

原則として次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 看護教員養成講習会等の修了者であって、専任教員の経験を有する者
- (2) 保健師、助産師、看護師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表三の専門分野の教育内容のうち、1つの分野に3年以上従事した者であって、大学において教育に関する科目を履修した者

<准教授あるいは講師としての要件>

上記要件の他に、准教授の場合は本学教員選考規程第4条（講師に関しては第5条）の規定を満たし、かつ、次の要件を満たす者とする。

- (1) 修士の学位または修士に準ずる教育研究の能力・業績を有する者（学位には、外国において授与された相当の学位を含み、また取得見込みを含む。）または、看護教育学領域について特にすぐれた知識及び経験を有し、研究上の業績を有する者

※修士課程の教育に携わる教員にあつては博士の学位または博士の学位に準ずる教育研究上の指導能力がある者が望ましい。

- (2) 看護師の免許を有する者
- (3) 原則として看護職の実務経験を5年以上有する者
- (4) 原則として短期大学もしくは大学における教育経験を有する者
- (5) 本学の運営に積極的に携われる者
- (6) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない者

6 採用予定年月日 平成26年4月1日

7 任 期 【准教授】7年（再任可） 【講師】5年（再任可）
※但し、任期中に定年になる場合は退職の日までとする。

8 応募書類 (1) 履歴書（教員個人調書）
(2) 教育研究業績書
(3) 主要論文別刷（コピー可）【准教授】3編 【講師】1編
(4) 教育・研究に対する抱負（1,200字程度にまとめたもの）

9 公募締切年月日 平成26年1月24日（金） 17時（提出先に必着）

10 選考方法 (1) 書類審査
(2) 教員選考委員による面接（1月27日、28日予定）

11 提出先 群馬県立県民健康科学大学 事務局 総務会計係
問い合わせ先 〒371-0052 群馬県前橋市上沖町 323-1
TEL 027-235-1211 E-mail kenkou@pref.gunma.lg.jp
※書留郵便でお送りください。封筒には「教員養成課程教員応募書類在中」と朱書してください。なお、応募書類は一切お返ししませんのでご了承ください。

12 その他 (1) 応募書類の様式は本学ホームページ（<http://www.gchs.ac.jp>）及び J R E C - I N（<http://jrecin.jst.go.jp>）に掲載してあります。
(2) 面接時の旅費等の支給はありませんのでご承知おきください。
(3) 本学は、文部科学省の大学・大学院設置に係る設置計画の履行期間にある学校の専任教員の採用は行わない方針です。